

防衛省における防災・復興における男女共同参画の状況

1 女性自衛官の参画

防衛省・自衛隊は、男性のみならず、女性にも広く門戸を開放し、任務を遂行している。女性自衛官については、母性の保護、プライバシーの確保などの制約により、一部の配置には制限があるものの、様々な業務を行っており、各幕僚監部や司令部などの自衛隊の中枢においても、活躍の場が拡大してきている。

平成23年3月策定の「防衛省における男女共同参画に係る基本計画」においても、災害派遣における女性自衛官の活用を図ることとしている。



2 自衛官の勤務及び支援体制

各自衛隊においては、わが国の防衛のための訓練や、国際平和協力活動及び大規模災害への対応など近年の自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実に努めており、自衛官は各種の作戦を行うための航空機への搭乗、長期間にわたる艦艇や潜水艦での勤務などに従事している。

このような自衛隊の訓練、勤務の特殊性に対応するため、庁内託児施設の整備や緊急登庁時における児童の一時預かり体制の整備に努めている。さらに、子育て支援施策のひとつとして男性職員の育児休業等の取得促進にも取り組んでいる。

3 災害派遣等の緊急登庁時における児童の一時預かり施策

災害派遣等の緊急登庁時において、職員が子の臨時の預け先の確保などに不安を抱くことなく、常時即応態勢を維持するため、各自衛隊の特性や実情等に応じ、緊急登庁時における託児支援策を検討・推進している。



東日本大震災に伴う非常呼集時に
朝霞駐屯地内で託児支援を行う陸自隊員